



ミウラグループ
グリーン調達ガイドライン
(製品含有化学物質管理)
第 4.0 版

2024 年 7 月

三浦工業株式会社

資材調達統括部 開発資材部

目 次

	ページ
1. はじめに	3
2. 目的	3
3. 適用範囲	3
4. お取引先様への要求事項.....	4
5. 禁止物質及び管理物質	5
6. 使用制限物質	7
7. 運用について	7
8. 用語の説明	8
9. 問い合わせ先.....	9
10. 改訂履歴	10

別表1 禁止物質

別表2 管理物質

別紙1 製品・部材に含まれる化学物質に関する非含有証明書

別紙2 製品・部材に含まれる化学物質に関する含有報告書

1. はじめに

ミウラグループは、持続可能な社会の実現に貢献する企業として、環境経営を強化し、地球環境保護や社会的責任等、さまざまなステークホルダー(利害関係者)の利益を尊重するとともに、社会全体との信頼関係を維持・構築し、発展する企業であり続けたいと考えております。

その取り組みの一環として、ミウラグループでは環境負荷の少ない資材の調達・サービスでのグリーン調達^{※1}を推進しており、その活動には私たちミウラグループにおける取り組みだけではなく、お取引先様のご支援ご協力が不可欠となります。

ミウラグループにおけるグリーン調達活動へのご協力に感謝するとともに、より一層のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

※1 納入先企業が、サプライヤーから環境負荷の少ない製商品・サービスや環境配慮等に積極的に取り組んでいる企業から優先的に調達するもの

2. 目的

ミウラグループでは、製品に含有する化学物質について管理基準を定め、把握及び管理することにより、環境負荷の少ない製品の製造・販売を推進します。

本ガイドラインでは、製品に含有する化学物質の管理(以下、製品含有化学物質管理)において、ミウラグループ管理基準となる禁止物質及び管理物質、並びにサプライヤー様に遵守いただきたい事項を定めております。

3. 適用範囲

(1) 適用範囲

1) 本ガイドラインにおけるミウラグループとは、以下に示す範囲が対象です。

- a) 三浦工業株式会社
- b) 三浦工機株式会社
- c) 三浦アクアテック株式会社
- d) 株式会社三浦マニファクチャリング
- e) 三浦環境マネジメント株式会社

2) 本ガイドラインは、ミウラグループにおけるお取引先様を対象とし、ミウラグループへ納入される全ての納入品(資材品及び調達品)・サービスに適用します。適用範囲を以下に例示します。

- a) 製品の製造に使用する原材料(混合物、化学品を含む)、部品(加工品を含む)、副資材
- b) 製品に使用する包装材、梱包材
- c) 製品の輸送に使用する設備、装置などの部品及び材料、輸送補材など
- d) 生産工程で使用する機械設備、装置、金型、治工具などの部品及び材料
- e) 生産工場の建屋に使用する建設資材など
- f) 生産設備に関わる工事、設備の修理作業
- g) 製品に関する工事、修理及びメンテナンス等のサービスで使用する部品、薬品、消耗品など
- h) お取引先様が物品に使用する包装材、梱包材

(2) 適用除外

- 1) 研究・開発用途の場合
- 2) 「3. 適用範囲 (1)適用範囲 2)」c)、d)、e)、f)のうち、製品に触れて付着・移行する可能性がない場合
- 3) 弊社との契約書や仕様書、又は図面等の取り交わしにより使用許可を得ている場合

4. お取引先様への要求事項

- (1) 「3. 適用範囲 (1)適用範囲」において、別表1「禁止物質」(以下、別表1)により定める事項であるミウラグループ管理閾値に適合し、且つ法令を遵守していること
- (2) ミウラグループが要求する調査内容に対して、速やかな情報伝達にご協力いただけること

5. 禁止物質及び管理物質

(1) 禁止物質

ミウラグループへの納入品において、別表1に示す閾値を超えた含有を原則禁止とする化学物質です。

対象の禁止物質/物質群を以下に一覧で示します。詳細は、別表1を参照してください。

禁止物質/物質群

No.	物質/物質群名
1	鉛およびその化合物
2	水銀およびその化合物
3	カドミウムおよびその化合物
4	六価クロム化合物
5	ポリブロモビフェニル類(PBBs)
6	ポリブロモジフェニルエーテル類(PBDEs)
7	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)
8	フタル酸ブチルベンジル(BBP)
9	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)
10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)
11	オゾン層破壊物質
12	フッ素系温室効果ガス (HFC, PFC, SF6)
13	放射性物質
14	アスベスト類
15	2-ナフチルアミン及びその塩
16	ベンジジン及びその塩
17	4-ニトロジフェニル及びその塩
18	4-アミノジフェニル及びその塩
19	ビス(クロロメチル)エーテル
20	四りん(黄りん)
21	ベンゼン
22	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
23	ポリ塩化ナフタレン(PCN)
24	ヘキサクロロベンゼン
25	ビス(トリブチルスズ) = オキシド(TBTO)
26	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン

27	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール
28	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン
29	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール
30	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩
31	ヘキサブロモシクロドデカン
32	短鎖型塩素化パラフィン(SCCP、C10-13)
33	No.22～32 以外の化審法 第一種特定化学物質
34	三置換有機スズ化合物
35	ジブチルスズ(DBT)化合物
36	ジオクチルスズ(DOT)化合物
37	ジメチルフマラート(DMF)
38	ポリ塩化ターフェニル類(PCT 類)
39	ペルフルオロオクタン酸(別名 PFOA)とその塩および PFOA 関連物質
40	ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)とその塩および C9-C14 PFCA 関連物質
41	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩および PFHxS 関連物質

(2) 管理物質

ミウラグループへの納入品において、原則、含有禁止ではありませんが、含有有無を把握し、含有量や含有部位などの含有情報の管理が必要な化学物質です。REACH 規則が指定する SVHC の濃度が成形品あたり 0.1 重量%を超えて含有する場合は報告をお願いします。

対象の物質を以下に一覧で示します。別表2「管理物質」(以下、別表2)を参照してください。

管理物質

No.	対象
1	EU REACH 規則 認可対象候補物質(高懸念物質 SVHC)
2	EU REACH 規則 AnnexXVII 制限対象物質
3	chemSHERPA 管理対象物質

6. 使用制限物質

禁止物質とする時期を定め、その時期以降は適用除外の用途を除き、ミウラグループへの納入品において、原則、含有禁止となる化学物質です。対象となる物質の使用削減や代替化を進めてください。

使用制限物質

No.	物質/物質群名	CAS No.	含有禁止時期
1	デクロランプラス	13560-89-9、他	改正法令の施行以降
2	UV-328	25973-55-1	改正法令の施行以降
3	中鎖型塩素化パラフィン(MCCP、C14-C17)	85535-85-9、他	今後の法規制動向による
4	ペルフルオロカルボン酸(C15-C21 PFCAs)とその塩および C15-C21 PFCA 関連物質	72629-94-8、他	今後の法規制動向による

7. 運用について

(1) 対象となる化学物質の調査情報

- 1) 調査結果は、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が運営する「chemSHERPA」(最新バージョン)にてご提出ください。

「chemSHERPA-AI」の場合は、成分情報を必須とし、遵法判断情報は任意とします。可能な限り、納入前にご提出いただきますようお願いいたします。

- 2) 「chemSHERPA」でのご提出が難しい場合は、別紙1「製品・部材に含まれる化学物質に関する非含有証明書」、あるいは別紙2「製品・部材に含まれる化学物質に関する含有報告書」(以下、別紙2)にてご提出をお願いします。

RoHS 指令(EU)附属書の適用除外項目に該当している場合は、別紙2にて項番をご報告ください。

- 3) 船舶関連の納入品につきましては、シップリサイクル条約対象物質の「材料宣誓書(MD)」の提出をお願いする場合がございます。
- 4) ミウラグループへの納入品に関して、使用材料や製法、製造場所等の変更により、物質の含有情報が更新された場合や新たに含有が判明した場合は、速やかに弊社問い合わせ先へご連絡いただきますようお願いいたします。

(2) 外部への提出について

本ガイドラインに基づいた調査等でご提出いただいた情報は、弊社において原則、内部資料として取り扱いますが、外部より提出を求められた場合、事前にご承諾をいただいた上で提出する場合がございます。

(3) ガイドラインの改訂

本ガイドラインは、社会情勢の変化や法規制の改正などにより、予告なく改訂する場合がございます。

8. 用語の説明

※(1)～(7)の用語に関しては、「JIS Z 7201:2017」から用語定義を引用

(1) 化学物質

天然に存在するか、または任意の製造工程において得られる元素およびその化合物

(2) 混合物

二つ以上の化学物質を混合したもの

(3) 化学品

化学物質または混合物

(4) 均質材料

対象化学物質を含有する部位の同一材質を指し、異なる材料に機械的に解体できない素材を意味する

(5) 成形品

製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているものを指す

例：金属の板材、歯車、集積回路、電気製品、輸送機器など

(6) 部品

完成品に至るまでの成形品

※完成品：化学品や部品を組み合わせたり、加工したりして製造した最終の成形品

(7) 製品

組織が、その活動の結果として、顧客に引き渡す化学品、部品および完成品を指す

(8) CAS No.

CAS(Chemical Abstracts Service)が運営・管理する化学物質登録システムから付与される化学物質に固有の数値識別番号

(9) 意図的な使用

製品に一定の性能を持たせるために何らかの目的をもって使用している状態を指す

(10) 閾値

均質材料あるいは成形品の質量を分母とした化学物質の含有濃度について、法規制等で定められた許容値を指す

(11) 非含有

別表1または別表2に定める物質について、意図的な使用をしていない、あるいは含有濃度が閾値以下(未満)である状態を指す

(12) 含有

別表1または別表2に定める物質について、意図的な使用をしている、あるいは含有濃度が閾値を超えている状態を指す

(13) ミウラグループ管理閾値

国内外の関連法規制を基に定めたミウラグループにおける製品含有化学物質の管理基準

(14) chemSHERPA (URL:<https://chemsherpa.net/>)

経済産業省主導により開発された製品含有化学物質情報の伝達スキーム

9. 問い合わせ先

三浦工業株式会社

生産統括本部 資材調達統括部

[開発資材部] TEL: 089-960-2150

[グローバル調達部] 同上

[調達部] TEL: 089-960-2152

10. 改訂履歴

版	発行・改訂年月	主要改訂内容
初版	2017 年 10 月	発行
第 1.1 版	2018 年 11 月	3. (1) 1)新規追加 2)文言追加 3. (2) 1) c)新規追加 6. (2)文言追加 (7)新規追加 別表 禁止及び管理化学物質リスト 軽微修正
第 1.2 版	2019 年 7 月	2. 文言修正
第 2.0 版	2020 年 5 月	2. 文言修正 別表 禁止及び管理化学物質リスト 改訂
第 3.0 版	2023 年 4 月	2.文言追加修正 5. (2) 2)a)文言追加修正 別表 禁止及び管理化学物質リスト 改訂
第 4.0 版	2024 年 7 月	文書所管変更 製品含有化学物質管理として全面改訂 別表の改訂と文書統合

以上